

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 福井国民年金 事案 130

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私が昭和 43 年 11 月に結婚した際、市役所から国民年金に加入するよう指導されていたが、しばらくの間当該手続を行わず、2年後の 45 年 9 月に夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。この加入手続を行った際、昭和 45 年度の保険料のほかに、44 年度分の保険料についても一括して納付してくれたはずである。保険料が未納となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 45 年度以降の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の保険料を納めていた申立人の夫は、厚生年金保険被保険者期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、昭和 45 年 9 月に申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、同年 4 月から同年 9 月までの現年度保険料を同年 9 月 25 日に納付していることが申立人の国民年金手帳及び市町村の国民年金被保険者名簿によって確認できるところ、当該加入手続時は、第 1 回目の特例納付期間中であったことを踏まえると、市役所に社会保険事務所発行の納付書が備えられていた可能性も高く、申立人の夫が、申立期間の過年度保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福井国民年金 事案 131

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 8 月に結婚して、A 市役所で住所変更手続と国民年金の任意加入手続を行った。

国民年金の大切さは亡くなった父に厳しく言われていたし、私自身、保険料の納付は国民の義務であると考え、納付書に記載された納期限内に必ず金融機関窓口で納めてきた。

社会保険庁の記録では、昭和 54 年 8 月に資格喪失とされているが、加入途中に喪失の手続をした覚えは無く、老後を楽しみに適切に納めてきたのに、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格に係る市町村記録及び社会保険庁のオンライン記録には、昭和 50 年 9 月に資格取得申出、54 年 8 月に資格喪失申出との記録が有り、申立期間は、未加入期間であったため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている資格取得申出日及び資格喪失申出日も、市町村及び社会保険庁の記録が一致しており、行政側の手続内容に不合理な点は見られない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録

は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から同年 6 月まで

私は、昭和 58 年 2 月に会社を退職し、同年 3 月ごろ A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に国民年金保険料の納付書が送付されるようになり、私は、毎月納付書を金融機関に持参して保険料を納付していた。

私は、申立期間当時、会社を退職したら国民年金に加入するものだと思っていたので、国民年金に加入して保険料を適切に納付していたはずであり、未加入期間となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人に係る市町村の住民情報オンライン記録（得喪履歴及び納付履歴）及び社会保険庁のオンライン記録（基本及び資格）を見ると、被保険者資格取得日はいずれも平成 15 年 2 月 1 日となっていることから、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月ごろから 38 年 8 月ごろまで  
平成 19 年 7 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 37 年 5 月から 38 年 8 月までの厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和 37 年 5 月ごろから 38 年 8 月ごろまで A 株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該同僚は、いずれも「申立人の具体的な雇用形態や勤務期間等については分からない。」としている。

また、申立期間当時、A 株式会社の給与庶務担当者が平成 19 年に死亡しているほか、当該事業所が昭和 50 年 12 月 23 日付けで厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号生年月日順索引簿の記録を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月まで

私は、中学卒業後の昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月までの間、A株式会社B工場に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、全期間について加入記録が無かった。昭和 34 年 6 月に同社同工場前において社員全員で撮影した写真を提出するので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A株式会社B工場に勤務していたことは、同社同工場前で撮影した写真(昭和 34 年 6 月撮影)から推認することができる。

しかし、当該事業所の事業主は「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、上記写真に撮影されている同僚 8 名のうち 3 名の氏名が当該事業所の被保険者名簿に記録が無い上、当委員会における同僚調査の結果及び社会保険庁のオンライン記録から、同僚 2 名については、入社 5 か月後あるいは 22 か月後に厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行っていた実態が見受けられ、申立期間当時、事業主は、社員ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事

実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。